

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

平成 25 年 7 月 18 日
(下線部分変更箇所)

(新)	(旧)
正会員の業務運営等に関する規則	正会員の業務運営等に関する規則
第 1 条～第 11 条 (略)	第 1 条～第 11 条 (同 左)
<u>(投資信託財産の信託終了後に生じる金銭の取扱い)</u>	<u>(新 設)</u>
第 12 条 投資信託委託会社会員は、投資信託の信託終了時に当たっては、当該投資信託に係る未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には原則として投資信託財産に繰り入れることとする。なお、投資信託財産への繰り入れは受託者による立替えにより行うこととする。	
2 投資信託委託会社会員は、前項に規定する繰り入れを行っていない金銭が信託終了後に生じた場合には、原則として当該金銭を信託終了時における受益者に返還することとする。なお、受益者への返還に当たっては、当該返還に係る費用を控除することができることとする。	
第 13 条 (略)	第 12 条 (同 左)
(以下略)	(同 左)
附 則 この改正は、平成25年 7 月18日から実施する	